

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

平成31年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
- 2 埋立した廃棄物の種類及び量
- 3 最終処分場維持管理状況
- 4 最終処分場残余容量の測定
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
家 庭 源	可燃ごみ	収集ごみ	82,230	84,630	74,730	87,520	83,840	86,770	86,780	63,980	79,980	81,430	66,350	80,540	958,780
		搬入ごみ	13,460	13,260	12,450	11,050	12,790	12,980	10,830	9,220	12,820	8,600	6,430	12,870	136,760
		小 計	95,690	97,890	87,180	98,570	96,630	99,750	97,610	73,200	92,800	90,030	72,780	93,410	1,095,540
	不燃ごみ	収集ごみ	10,420	9,210	7,110	9,360	7,640	7,240	8,390	5,980	8,900	7,410	5,480	8,080	95,220
		搬入ごみ	18,960	28,510	19,860	14,080	11,440	42,800	17,770	10,480	9,340	5,340	3,030	8,770	190,380
		小 計	29,380	37,720	26,970	23,440	19,080	50,040	26,160	16,460	18,240	12,750	8,510	16,850	285,600
	粗大ごみ		390	110	420	110	890	430	420	130	910	310	0	920	5,040
	古紙類	ダンボール	14,920	22,920	15,130	14,990	42,330	20,860	16,500	25,350	28,480	20,060	11,560	21,160	254,260
		新聞	7,260	7,160	0	8,580	7,020	8,240	4,930	9,280	8,000	7,980	3,570	7,180	79,200
		雑誌	8,240	15,180	6,100	5,920	5,240	12,040	3,790	6,430	9,610	10,780	3,000	6,780	93,110
		紙パック	0	0	0	334	0	314	0	0	350	0	0	0	998
	小 計		30,420	45,260	21,230	29,824	54,590	41,454	25,220	41,060	46,440	38,820	18,130	35,120	427,568
	ガラス類	無色びん	0	0	0	0	0	13,690	0	0	0	0	0	0	13,690
		茶色びん	0	0	14,700	0	0	0	0	0	13,040	0	0	0	27,740
		その他びん	0	0	0	0	0	13,050	0	0	0	0	0	0	13,050
小 計		0	0	14,700	0	0	26,740	0	0	13,040	0	0	0	54,480	
金属類	スチール缶	0	0	1,970	0	1,990	0	1,240	710	0	1,430	0	1,410	8,750	
	アルミ缶	0	0	5,020	0	4,550	0	3,870	2,760	0	3,210	0	3,520	22,930	
	金属スクラップ	8,200	7,520	8,540	9,180	8,240	4,020	5,005	8,075	8,805	5,255	2,010	2,845	77,695	
	小 計	8,200	7,520	15,530	9,180	14,780	4,020	10,115	11,545	8,805	9,895	2,010	7,775	109,375	
プラスチック類	ペットボトル	2,328	3,268	4,210	2,486	5,596	2,336	3,300	3,190	1,930	2,650	2,010	2,620	35,924	
	発泡スチロール	0	490	0	0	490	0	0	0	500	0	0	0	1,480	
	その他	1,760	5,240	1,780	7,110	5,410	3,670	3,650	3,630	7,040	5,180	3,450	5,270	53,190	
	小 計	4,088	8,998	5,990	9,596	11,496	6,006	6,950	6,820	9,470	7,830	5,460	7,890	90,594	
布 類		300	140	288	154	153	0	221	150	61	245	90	184	1,986	
使用済小型家電		0	0	2,140	0	0	2,014	768	0	0	2,052	0	0	6,974	
有害ごみ	乾電池	0	2,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,420	
	蛍光管	0	1,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,090	
	小 計	0	3,510	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,510	
計		43,008	65,428	59,878	48,754	81,019	80,234	43,274	59,575	77,816	58,842	25,690	50,969	694,487	
合 計		168,468	201,148	174,448	170,874	197,619	230,454	167,464	149,365	189,766	161,932	106,980	162,149	2,080,667	
累 計		168,468	369,616	544,064	714,938	912,557	1,143,011	1,310,475	1,459,840	1,649,606	1,811,538	1,918,518	2,080,667		
事 業 系	可燃ごみ	70,740	80,670	70,780	75,210	90,510	71,710	69,280	57,740	56,360	53,070	48,170	50,700	794,940	
	不燃ごみ	25,310	21,030	15,870	19,400	7,790	12,270	19,240	14,160	8,440	3,170	3,110	5,890	155,680	
	合 計	96,050	101,700	86,650	94,610	98,300	83,980	88,520	71,900	64,800	56,240	51,280	56,590	950,620	
累 計		96,050	197,750	284,400	379,010	477,310	561,290	649,810	721,710	786,510	842,750	894,030	950,620		
総 合 計		264,518	567,366	828,464	1,093,948	1,389,867	1,704,301	1,960,285	2,181,550	2,436,116	2,654,288	2,812,548	3,031,287	20,924,538	
累 計		335,258	902,624	899,244	1,169,158	1,480,377	1,776,011	2,029,565	2,239,290	2,492,476	2,707,358	2,860,718	3,081,987	21,974,066	

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不燃ごみ	37,060	39,430	24,550	18,660	13,570	49,860	26,500	11,820	13,230	8,140	6,760	16,320	265,900

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	関係法令
擁壁等	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月30日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第7号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月30日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第9号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月30日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第13号
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月30日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号口
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月30日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日	第1条第2項第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回	3月31日	55,000	21,812	33,188	第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月26日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	5月9日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
塩化物イオン	8.0	6.0	5.0	4.0	4.0	9.0	7.0	8.0	8.0	6.0	6.0	5.0
電気伝導率	10.0	14.0	16.0	14.0	13.0	15.0	15.0	16.0	15.0	13.0	14.0	15.0
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目	項目	1回目	2回目
採取した日	5月15日	11月6日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月7日	11月26日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.001	0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	0.011	0.021	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項目	内容	項目	内容	項目	1回目	2回目
採取した日	5月15日	ダイオキシン類	0.25	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月7日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井 (上流)

採水場所： 弟子屈町字美留和79番地1

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月26日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	5月9日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
塩化物イオン	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	7.0
電気伝導率	15.0	9.2	9.8	8.5	8.6	8.7	9.3	9.2	8.6	8.9	9.2	9.3
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月15日	11月6日	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	チウラム	< 0.0006	< 0.0006
結果の得られた日	6月7日	11月26日	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	シマジン	< 0.0003	< 0.0003
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001	< 0.001
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	セレン	< 0.001	< 0.001
鉛	0.002	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005
六価クロム	< 0.005	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002
砒素	< 0.002	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	< 0.001	異常の有無	無	無
全シアン	< 0.1	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目
採取した日	5月15日	ダイオキシン類	0.32	必要な措置を講じた日	
結果の得られた日	6月7日	異常の有無	無	講じた措置の内容	

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月26日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	5月9日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
水素イオン濃度(水素指数)	7.8	7.9	7.5	7.8	7.6	7.7	7.7	8.2	7.6	6.7	7.5	7.4
生物化学的酸素要求量	0.6	< 0.5	< 0.5	1.8	0.6	1.0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
化学的酸素要求量	8.2	7.4	7.0	7.0	7.5	7.9	7.5	7.3	7.6	7.7	8.9	9.3
浮遊物質	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	3.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0
窒素含有量	3.7	3.5	3.8	3.3	3.7	4.2	3.5	3.3	4.2	3.6	5.1	5.6
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月15日	11月6日	1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	< 0.5	< 0.5
結果の得られた日	6月7日	11月26日	1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	フェノール類含有量	< 0.1	< 0.1
アルキル水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	銅含有量	< 0.01	< 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03	< 0.03	亜鉛含有量	< 0.01	< 0.01
カドミウム及びその化合物	< 0.003	< 0.003	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	溶解性鉄含有量	< 0.3	< 0.3
鉛及びその化合物	< 0.001	< 0.001	1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	溶解性マンガン含有量	< 0.1	< 0.1
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	チウラム	< 0.006	< 0.006	クロム含有量	< 0.005	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	< 0.005	シマジン	< 0.002	< 0.003	大腸菌群数	0	0
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.01	< 0.01	チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	燐含有量	1	0.77
シアン化合物	< 0.1	< 0.1	ベンゼン	< 0.01	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.05	< 0.05
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	< 0.0005	セレン及びその化合物	< 0.01	< 0.01	異常の有無	無	無
トリクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ほう素及びその化合物	0.24	0.34	必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	ふっ素及びその化合物	< 0.08	< 0.08	講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3.3	3.4			
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	< 0.5	< 0.5			

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月15日	ダイオキシン類	0.000063	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月7日	異常の有無	無	講じた措置の内容		